

てんま訪問看護ステーション

訪問看護（介護予防訪問看護） 運営規程

（事業の目的）

第1条 合同会社天馬（以下、「運営法人」という。）が開設するてんま訪問看護ステーション（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師又は看護師、准看護師、理学療法士等（以下「看護職員等」という。）が、要介護者又は要支援者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 てんま訪問看護ステーション
- 二 所在地 千葉県柏市旭町8丁目4-47 言問コーポ102号室

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行うとともに自らも事業の提供に当たる。
- 二 看護職員等 2.5名以上（常勤換算）
看護職員等（准看護師は除く。）は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書等」という。）、又は訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書（以下「訪問看護報告書等」という。）を作成し、利用者又はその家族に説明する。看護職員等は、訪問看護や在宅リハビリテーション等の提供に当たる。また、実情に応じて理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を適當数配置し、在宅リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日：月曜日から金曜日までとする。
但し、12月30日～1月3日を除く。
 - 二 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
-
- 2 事業所のサービス提供日及びサービス提供時間は次のとおりとする。
 - 一 サービス提供日：月曜日から金曜日までとする。
但し、12月30日～1月3日を除く。
 - 二 サービス提供時間：午前9時から午後5時までとする。
 - 3 前2項のほか、時間外・休日のサービス提供は相談に応じる。また、電話等による連絡は、365日24時間可能とする。

(訪問看護等の内容)

第6条 訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清潔の援助（入浴介助、清拭、陰部洗浄、洗髪、口腔ケア等）
- (3) 栄養管理・指導
- (4) 食事・排泄等の日常の援助
- (5) 褥瘡の予防・処置
- (6) 内服管理・指導
- (7) リハビリテーション
- (8) カテーテル等の管理
- (9) 認知症の方の看護
- (10) 療養生活や介護方法の指導や助言
- (11) 終末期の看護
- (12) その他医師の指示による処置・管理

(訪問看護等の利用料)

第7条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

- 2 訪問看護等を提供した場合の利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として支払いを受けるものとする。
 - 一 死後の処置 22,000円
 - 二 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。
なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。
通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分を1キロメートルあたり20円。
 - 三 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等において訪問先に駐車場が無い場合は、利用者にて月極駐車場を用意、又は近隣の有料駐車場などを利用した実費を徴収する。
 - 四 利用者又はその家族が、当日に訪問看護の提供をキャンセルした場合は、キャンセル料として1回の訪問あたり2,200円を徴収する。但し、受診や入院などやむを得ない場合や前日17時30分までに事前連絡した場合を除く。
- 3 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し、事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）

について記載した領収書を交付する。

(緊急時や事故発生時等における対応方法)

- 第8条 看護職員等は訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。

<柏市> 常磐自動車道以南。大井、緑台、大津ヶ丘、塚崎、藤心1~5町目、逆井藤ノ台、逆井1~5町目、南増尾1~2町目、青葉台以北。

<流山市> 常磐自動車道以南。

<松戸市> 大金平、大谷口、殿平賀、東平賀、平賀、中金杉、幸田、根木内、久保平賀、小金きよしヶ丘、小金、二ツ木二葉町、小金原、栗ヶ沢のみ。

(衛生管理等)

- 第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 管理者は、ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 感染症に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(苦情に対する対応方針)

- 第11条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問看護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、保存する。
- 3 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
- 4 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(個人情報の保護)

- 第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待の防止)

- 第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。
- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 訪問看護等の提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

- 第14条 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行なってはならない。
- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
 - 3 身体的拘束等を行う場合には、事前に当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
 - 4 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行なった後速やかに、当該利用者又はその家族に身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(ハラスメントの防止・対応)

- 第15条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、従業員が利用者やその家族等からハラスメントを受けた場合や、利用者やその家族等が事業所の指示に従わない場合は、サービスの提供を中止、契約の解除、市区町村への報告・相談、警察への通報、弁護士への相談等、必要な措置を講ずることができる。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第17条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。
- (1)採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2)継続研修 年1回以上
- 2 事業所は、訪問看護等の提供に関する記録を整備し、5年間保管する。

- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

附則

この規程は令和7年11月1日から施行する。